

「令和8年度群馬県不安を抱える女性へのつながり サポート相談支援事業業務委託」 企画提案要領

この公募は、令和8年度群馬県当初予算案に基づいて行うものであり、成立した予算の内容によっては、
事業内容及び委託金額等に大幅に変更が生じることがあります。また、令和8年4月1日までに予算が成立しない場合には、事業停止も含めて別途協議させていただきますので予めご留意ください。

1 業務の名称

令和8年度群馬県不安を抱える女性へのつながりサポート相談支援事業

2 業務の趣旨・目的

女性が抱える困難な問題は、近年複雑化、多様化、複合化しており、就業面から生活面にわたって困難・課題を抱える女性の問題が顕在化している。こうした状況をふまえ、孤独・孤立で不安を抱える女性や、様々な困難・課題を抱える女性に対して、社会とのつながりの回復に向けた支援を行うため、SNS相談業務を行うとともに、アウトリーチ支援・相談支援等による相談環境の充実を図ることを目的とする支援事業を実施する。

本事業を委託する事業者を選定するため、以下の要領で事業提案を募集する。

3 業務の内容

別添仕様書のとおり

県内を3地域に分けて支援を行うため、応募にあたっては、希望する地域を選択してください。

4 見積上限額

6,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とします。（中北毛）

4,250,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とします。（西毛・東毛）

5 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

6 応募資格

- (1) 群馬県内に活動拠点を置いている特定非営利活動法人、社団法人、財団法人、社会福祉法人等、公益性のある民間団体とする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てがなされている者でないこと。
- (5) 国税及び地方税等を滞納している者でないこと
- (6) 提出日現在において、いかなる公共機関（国、地方公共団体、公團又は公社等）からも指名停

止の措置を受けていないこと。

- (7) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 事業受託者として、契約責任を果たす能力を持ち、財政的健全性を有していること。
- (9) 事業遂行に当たって、経理処理や事業報告などを県の指示に従って適切に行う事務的管理能力を有しており、そのための体制が整備されていること。

7 スケジュール

- (1) 公募開始：令和8年2月 3日（火）
- (2) 質問受付：令和8年2月24日（火）17時まで ※詳細は「8 質問の受付」参照。
- (3) 応募締切：令和8年3月 2日（月）17時必着 ※詳細は「9 応募の手続き等」参照。
- (4) 書類審査：令和8年3月 9日（月）～13日（金）（予定） ※詳細は「10 審査」参照。
- (5) 結果通知：令和8年3月19日（木）（予定）

8 質問の受付

次のとおり、応募を予定している事業者から質問を受け付けます。

- (1) 質問方法：質問書（様式1）に質問を記載し、電子メールで提出してください。
- (2) 提出期限：令和8年2月24日（火）17時まで
- (3) 提出先：「12 問合せ先」に記載のとおり（電話で提出の旨連絡すること）
- (4) 回答：質問受付日から原則として、土・日曜日・祝日を除き3日以内に、質問者に電子メールで回答するとともに、質問内容と回答を県ホームページに公開します。
(事業者名は公表しません。)

9 応募の手続き等

応募する場合には、次のとおり書類を提出してください。

(1) 提出書類及び部数

- ア 企画提案書表紙及び別紙1.2（様式2）……………【正本1部、副本4部】
 - イ 企画提案書本体（任意様式）……………【5部】
※記載内容は9（2）のとおり
 - ウ 費用見積書（任意様式）……………【正本1部、副本4部】
※宛名は、「群馬県知事 山本一太」とし、内訳には各経費の単価、消費税及び地方消費税を明記してください。
 - エ 法人登記簿謄本（3ヶ月以内に発行されたもの。コピー可）…【1部】（＊）
 - オ 決算書（直近のもの1期分（半期決算の場合は2期分））…【1部】（＊）
※事業開始後に一度も決算を行っていない場合（営業期間が1年未満の場合）は提出不要
 - カ 法人の概要が記載されたパンフレット等……………【5部】
 - キ 誓約書（群馬県暴力団排除条例第7条関係）（様式3）…【1部】（＊）
 - ク 課税（又は免税）事業者届出書（様式4）……………【1部】
- ※（＊）印の付いた書類については、「群馬県物品等購入契約資格者名簿」登載者は提出不要

(2) 企画提案書本体（任意様式）の記載内容

- ア 事業内容
 - (ア) 今回の支援事業に関する基本的な考え方
 - (イ) 事業実施の体制

- ・人員の確保、相談員の専門性について
- ・相談や面接場所の整備について

(ウ)相談支援の実施方法

- ・法人の持っている知見や能力を活かした相談事業について
- ・アウトリーチ型支援、同行支援について
- ・女性用品の備蓄・配布について

(エ)相談事業の周知・広報

- ・SNSの利用について
- ・リーフレットの作成と配布について

(オ)女性のための居場所の提供・仲間づくり

- ・女性が安心できる居場所や仲間づくりの機会の提供について

(カ)関係機関・団体との連携体制

- ・女性を包括的に支援するための関係機関との連携について

(キ)NPO法人等の相談員の研修や人材育成

- ・相談員の相談スキルの向上や人材育成について

(ク)希望する地域内の事業内容（中・北毛地域のみ）

- ・中北毛地域を希望する場合は、中毛での事業内容と北毛での事業内容

イ 女性やこども、若者などへの支援に係る実績

ウ その他、本事業を実施するにあたり提供できるサービス、アピールしたい事項、独自の追加提案等があれば自由に記載してください。

(3) 提出方法等

- ア 提出方法 持参又は郵送による
イ 提出期限 令和8年3月2日（月）17時必着
ウ 提出先 「12 問合せ先」に記載のとおり

(4) 応募書類の取扱い

御提出いただいた提案書類は、返却できませんので御了承願います。

なお、当該書類は、本事業の委託先選定の審査以外の目的には使用しません。

(5) その他の事項

応募書類の作成・提出に要する経費は提案者の負担とします。

なお、提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は当該企画提案を無効とし、契約締結後にその事実が明らかになった場合には、契約を解除することがあります。

10 審査

(1) 審査方法

県において、企画提案書の内容を審査します。審査は書類審査のみとし、事業者からのプレゼンテーションは実施しません。

ただし、審査をする上で必要が生じた場合に、ヒアリング等を実施することがあります。

(2) 優先交渉者の選定方法

審査結果に基づき、評価点の合計が最高点の事業者を優先交渉者として選定し、速やかに書面にて全応募者に結果を通知するとともに、県ホームページ上で公表します。

(3) 選定基準

提案事業については、概ね以下の選定基準に基づき審査します。

ア 事業全般

- (ア) 今回の支援事業に関する考え方は、本事業の目的と合っているか
- (イ) 見積金額に妥当性があるか
- (ウ) 事業執行に十分な体制があるか
- (エ) 法人の持っている知見や能力を活かした事業展開となっているか

イ 事業詳細

- (ア) 相談の受付方法に利用しやすい工夫はあるか
- (イ) アウトリー型支援や同行支援の方法は適切か
- (ウ) 相談事業の周知・広報に工夫はあるか
- (エ) 女性の安心につながる場所の提供となっているか
- (オ) 女性支援の関係機関・団体との連携についての取組は適切か
- (カ) 相談員のスキル向上や人材育成の取組は適切か
- (キ) 中北毛地域において全域における女性支援の取組となっているか

11 契約

- (1) 優先交渉者の企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な内容及び委託金額については、県との交渉で決定します。
- (2) 上記交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合があります。
- (3) 契約締結に必要な経費は受託者の負担とします。
- (4) 委託により作成された成果品に関する全ての権利は、群馬県に帰属します。

12 問合せ先

〒371-8570

群馬県前橋市大手町1-1-1

群馬県生活こども部生活こども課男女共同参画室

電話：027-898-2688（直通） FAX：027-226-2100

E-mail：seikatsuka@pref.gunma.lg.jp